

## 令和5年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年6月27日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時53分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄  
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 宮 川 甲 和  
学 務 課 長 近 藤 直  
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫  
教 育 部 主 幹（教育指導課）兼統括指導主事 三 田 大 樹  
指 導 主 事 佐 伯 豊 明  
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰  
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一  
公 民 館 長 福 所 良 幸  
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 欠席職員 教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美
- 7 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 佐 々 木 通
- 8 傍 聴 人 1人

令和5年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 令和5年6月27日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第23号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第24号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について
- 第 4 議案第25号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について
- 第 5 議案第26号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 第 6 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第 7 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 8 議案第29号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について
- 第 9 報告事項 令和5年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧
- 第10 その他

西東京市教育委員会会議録

令和5年第6回定例会  
(6月27日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和5年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第3 議案第24号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について、日程第4 議案第25号 西東京市公立学校教職員に関する措置等については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第10 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第23号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○徳山図書館長 私からは、議案第23号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、西東京市子ども電子図書館サービスを開始することから、規則の一部を次のように改正するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御参照ください。

まず、2段階に分けて説明させていただきます。

まず始めに、(学校利用カードの発行及び交付)ということで、第6条の3、が新たに加わるものでございます。こちらは、館長は、西東京市立学校施設条例の学校長に、当該市立学校に在籍する児童及び生徒並びに勤務する教職員が電子書籍を利用するための貸出しに必要な情報を記載した学校用の子ども電子図書館利用カード、こちらは「学校利用カード」といいます――を発行することができる。この場合において、館長が必要と認める場合には、学校利用カードの記載情報を校長に通知することで、発行に代えることができる。

2、館長は、児童等に学校利用カードを交付するよう校長に依頼する。

3、学校利用カードの有効期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 児童及び生徒は市立学校に在籍する期間、(2) 教職員は市立学校に勤務する期間といたします。

また、「校長から学校利用カードの交付を受けた児童等は、これを他人に譲渡し、又は転

貸してはならない」とあります。

続きまして、(学校利用カードの紛失等)ということで、第6条の4、こちらも新たな記載となります。「学校利用カードの交付を受けた児童等が、学校利用カードを紛失したときは、速やかに在籍する校長に届け出るものとする。」

「2、館長は、校長から前項の規定による届出があった旨の連絡を受けた際は、当該届出のあった学校利用カードの利用を停止するものとする」ということで、この電子書籍を利用するに当たりまして、新たに加わりました。

次のページをお願いいたします。

次に、第2条ということで、一部を次のように改正いたします。

第5条第1項に次のただし書を加えます。

電子書籍の貸出しに当たりましては、第1号又は第2号に該当する者に限ります。第1号という者に関しましては、「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」となります。第2号に関しましては、「市内に所在する団体」という形になります。

第5条第2項に次のただし書を加える。

「学校長から電子書籍を利用するための貸出しに必要な情報を記載した学校用の子ども電子図書館利用カード「学校利用カード」の交付を受けた児童及び生徒並びに勤務する教職員については、この限りでない」という記載がございますが、こちらに関しましては、通常、図書館を利用する際には、登録の要件といたしまして、図書館に来館していただき証明するものを御提示いただいておりますが、こちらに関してはそれはないという記載となっております。

最後、第7条第1項に次の1号を加える。

#### (4) 電子書籍

「電子書籍の貸出し期間は2週間以内とし、貸出し数量は2冊以内とする」という形になってございます。

こちらにつきまして、施行日は、令和5年7月11日としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○服部委員 7月になるまで図書館の方も内容を見ることはできないと思うのですが、どういった本が選ばれているとか、どういうものかというのは、このシステムになった以上仕方がないので御検討いただいて、また次回に続いていくことかと思っておりますので、業者の選択を含めて、せっかく図書館も本を選んで蔵書構成されているので、内容について御検討を、今後の次のステップとしていただけたらいいなと思っております。

○木村教育長 館長、よろしいですか。御意見ということで。

○徳山図書館長 御意見ありがとうございます。今現在、電子書籍の選書をしているところでございます。一つは読み放題パックというものがございまして、子どもたちに比較的読まれております読み物、小説類と、あと調べ学習に活用できるもの、そういったものを準備しております。もう一つは、読み放題パックではないんですけれども、通常の本と同じで1冊、2

冊という、電子書籍のもので、制限つきのものという言い方をさせていただいておりますが、こちらのほうは調べ学習以外の実用書であったりとか、あとは中学生、高校生の世代にも読まれるような小説だったり、あとは料理やスポーツ、そういったものも取り入れていこうということで今選んでいるところです。

実際に7月11日以降の利用状況を見て、学校のほうと学校司書の先生方とも含めて協議させていただきまして、どういったものを次に入れるか、そういった打ち合わせ、検討もさせていただきたいと思っておりますし、学校の校長先生のほうにもいろいろ御意見を伺うつもりで考えているところでございます。

以上となります。

○木村教育長 よろしいですか。

○服部委員 はい、ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第23号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 議案第26号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○三田教育部主幹 私からは、議案第26号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、説明申し上げます。

本議案は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条に規定するいじめ防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会委員を委嘱するために提案するものでございます。

令和5年6月30日をもって前委員の任期が終了したことに伴い、新たな委員につきましては表に示しております。

学識経験者として、東京女子体育大学教授、吉村潔氏、法律の専門家として、弁護士の宇多正行氏、心理の専門家として、豊島区教育委員会教育部教育センター主任主事の印部眞子氏、福祉の専門家として、西東京市民生委員・児童委員の真鍋五十鈴氏に委嘱したいと考えております。

委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日まででございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 この委員会の活動状況というのはどういうものか、ちょっとわかっただけですか。

○三田教育部主幹 活動状況につきましては、年2回開催しております。主には教育委員会で取り組んできたいじめ等の問題の対策等について報告するとともに、そこについての指導、

助言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 例えば重大な案件みたいなものが出てきたりしたような場合には、この委員会で臨時会みたいなのを開いて個別に対応していく、そういうことになるわけですか。

○三田教育部主幹 そうでございます。

○山田委員 普段は、各学校から例えば何か上がってくるような案件について、そういうものを精査したりとか、そういうことをやるんですか。

○三田教育部主幹 普段につきましては、各学校から上げられた状況報告と、またそれに対しての対応等について、教育委員会事務局のほうで御報告をさせていただきまして、それについて指導、助言をいただくような会となっております。

○山田委員 なるほど。その議事内容みたいなものは、どういうことが話されたかというのはある程度公開になりますか。

○三田教育部主幹 全て公開とさせていただきます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第26号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第6 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○吉田社会教育課長 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、提案理由を説明申し上げます。

西東京市社会教育委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満期となり、次期委員の委嘱及び任命を行う必要があるため、本議案を提案するものでございます。

西東京市社会教育委員設置条例第2条に基づき、13名の方々につきましては、委嘱及び任命を提案させていただいております。氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第7 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○吉田社会教育課長 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由を説明申し上げます。

西東京市文化財保護審議会委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満期となり、次期委員の委嘱を行う必要があるため、本議案を提案するものでございます。

西東京市文化財保護審議会条例第4条に基づき、8名の方々につきましての委嘱を提案させていただきます。氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第8 議案第29号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○吉田社会教育課長 議案第29号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、下野谷遺跡の国史跡としての追加指定につきまして、文化財保護法の規定に基づいて、国に対して手続を進める必要があるため、本定例会に提案を行うものでございます。恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただき、下記1を御覧いただければと思います。

このたび1に記載されている所在地の地権者の方から、史跡指定についての同意をいただいたことに伴いまして、該当地の追加指定に向けた諸手続を進めていくものでございます。

なお、現状は2階建ての一軒家でございますが、指定は土地の部分のみとなります。

次に、2に記載されております1万4,355.39平方メートルにつきましては、平成27年の当初指定、さらに平成28年以降の追加指定によりまして、既に国史跡の指定を受けている部分でございます。

次に、3に記載されております約2万2,000平方メートルにつきましては、平成26年度に設置いたしました文化庁の推薦する埋蔵文化財の専門の方で構成した下野谷遺跡調査指導委員会から、国史跡として保護を要する価値があるとの評価をいただいた範囲でございます。

今回の追加指定により、既存の指定部分とあわせまして、遺跡の保存活用を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。



○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第29号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第9 報告事項に入ります。

令和5年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧、説明をお願いいたします。

○三田教育部主幹 令和5年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧、の説明をいたします。

恐れ入りますが、配付資料の令和5年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧を御覧ください。

最初に、研究指定校についてでございます。

研究指定校とは、教育課題に関する研究を推し進めるために、2年間の指定で研究に取り組む学校を指しております。令和5年度は2年次の学校が2校、1年次の学校が2校、合計4校ございます。東伏見小学校では、「情報活用能力の育成」を主題として、特に児童がみずから情報を収集し、整理・分析、発信・伝達する資質・能力の育成に着目して研究を進めております。谷戸第二小学校では、「情報活用能力を生かし、伝える楽しさを実感できる児童の育成」を主題として、1人1台タブレット端末等のICTを活用した授業づくりを全教科で進めております。

本年度が2年目となる両校は研究紀要を作成し、研究発表会を開催いたします。研究発表会につきましては、東伏見小学校が令和6年1月26日（金曜日）、谷戸第二小学校が令和6年2月8日（木曜日）を予定しております。

本年度が研究指定校1年目の向台小学校では、「ふるさとのよさに気付き、地域を誇れる心をもつ児童の育成」を主題として、地域を教材としたカリキュラムの開発を行うなど、「西東京ふるさと探究学習」の充実に向けて取り組んでおります。田無第一中学校では、「デジタル時代における地域・社会づくりに参画する資質・能力の育成」を主題として、生徒自身がインターネットやタブレット端末等を活用しながら、身の回りや社会の課題を解決する資質・能力の向上を狙いとして取り組んでおります。

この2校の取組につきましては、令和7年度に研究発表会の開催を予定しております。

次に、1年間で研究に取り組む研究奨励校についてでございます。研究奨励校は、公開授業の実施や研究リーフレットの作成などを通して、他校に研究成果の還元を図っていくものでございます。本年度、研究奨励校につきましては2校ございます。谷戸小学校では、「身の回りの環境に主体的に関わろうとする児童の育成」を主題に、体験的、探究的な環境教育の充実に取り組んでおります。また、田無第三中学校では、「主体的に読書に取り組む生徒の育成」を主題に、読書活動の一層の充実を目指して取り組んでおります。

研究指定校並びに研究奨励校のいずれの研究につきましても、担当する主幹及び指導主事

等が学校に訪問し、指導、助言をしております。

説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 1年次の田無一中の、新しいと思うんですが、よく聞くとは思うんですが、デジタルシティズンシップについて、ちょっと教えていただければと思います。

それと、西東京は研究奨励でいろいろ取り組んでおられますので、市以外でも、都とかまだあったと思うんですが、ほかにどういった研究をやっておられるかというのをあわせて教えてください。その2点です。

○三田教育部主幹 デジタルシティズンシップのテーマ設定につきましては、本市においてもGIGAスクール構想を積極的に推進して3年目に入りまして、1人1台タブレットというものの活用について、大分子どもたちも教員のほうも浸透してまいりました。今後はより一層、こういったデジタル、テクノロジーを活用しながら情報モラル教育もあわせてやっていかなきゃならないというところで、このテーマで取り組んでいます。

教育委員会の考え方としましては、よき生活者とか、よい学び手の考え方としまして、やはり、みずから学ぶ子どもの育成として鍵になるのが探究と考えております。そういったものが本市が求めていく教育の中心になっていくということで、西東京ふるさと探究学習もそこに位置づくことではあるんですけれども、積極的に、受け身ではなくて、そういったテクノロジーも活用しながら学びを続けていけるということを考えまして、この概念を取り入れているところでございます。

以上でございます。

○田村教育指導課長 都の指定を受けているものに関しましては、安全教育推進というところで、保谷第二小学校と柳沢中学校が合同して地域の安全教育というところを推進しているところです。また、向台小学校が健康教育というところで、今言ったところ全部が1年目としてスタートしているところでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○木村教育長 あと、青嵐中が今2年目ですよね。

○米森教育長職務代理者 取り組んでいるんですね。

○山田委員 いろいろ研究発表会とかで成果についてはお聞かせいただくんですけども、毎年毎年いろいろな学校に研究をやらせて、言い方が悪いですけども、その結果を教育委員会なり東京都なり国なりが、本当にどういう成果が上がっているのかというのをまとめたようなものというのはあるんですか。

○三田教育部主幹 必ず成果報告というのをさせていただきまして、それを各学校に広めていけるというか、それを活用していくような機会というものは研究発表会を中心につくっております。また、校長会や副校長会、それから各教科研究会というのがございまして、そういったところでも広く活用しております。なので、教員一人ひとりがしっかりと学んだことが共有できるようなシステムというのが、本市の中にはあります。

また、東京都の研究ということでもありますが、東京都の研究につきましても、必ず我々の教育委員会のほうには、その成果といったものを周知するようという指示が来ますので、それについては各学校のほうに連絡等をしているところです。

- 山田委員 私なんかも現役時代にはいろいろな研究をやって、僕らは研究をやるのが仕事だったから、お金、研究費をもらって、最終的に報告書をどんと出すんですけども、一体その研究成果がどういうふうに使われているのかと、みずから疑問に思うこともたびたびあるわけですね。

一方で、先生方の働き方改革の中で、こういう研究会とか研修とかがものすごくたくさんあって、本当に役に立つものを精査して絞り込んで、これは本当に子どもたちのためになるから研究を進めて、その成果を全体でシェアしていこうみたいなことがないと、まあやらせるだけやらせて、やりっ放しで、報告書が積み上がればそれで終わりみたいな、多分そういうところは間違いなくあると僕は思っているんで、なるべくそういうところを精査して、本当に役に立つ研究をしていただければ先生方の負担も減るし、子どもたちも喜ぶ社会になるんじゃないかと思っていますので、是非よろしく御検討いただければと思います。乱暴なことを言ってすみません。

- 後藤委員 今の山田委員のお話に関連して、やっぱり子どもたちや先生方が具体的に活用できるもの、そういうものがあると研究というのはつながっていくと思うんですけども、発表の冊子だけだと、なかなか読んで終わってしまったりするので、具体物をこれからはどうしていくかということも一つのポイントになるといいかなとは思いました。

以上です。

- 三田教育部主幹 本当に委員がおっしゃるとおりで、そういったこと、教員の負担にならないように、子どもたちにとってよりよい教育研究になるように考えておりますし、教育委員会としましても1年かけてこのテーマを絞り込みながら、学校間と調整をしながら進めてきております。そういう意味では、トップダウンではなくて、いわゆる成果物まで見通した形でともに寄り添いながらつくっているということです。

今回のポイントになるのは、やはり先ほども言った探究といったことがベースになっておりまして、そのためにはカリキュラムをどう開発するのかとか、カリキュラムがどう開発されたのかといったところがつくられていきますから、それが共有されることによって、学校にとっても、他校にとってもよりよいものになりますし、それがひいては教員の働き方改革につながるのではないかなと思います。

教員の中でも、何もしないで不安になってしまって、実はそこがよい働き方につながらないといった声も聞いておりますので、やっぱりしっかり学ぶべきことは学ぶといったことが前提にあるということは、若い教員が増えていますので大事なことだというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

- 服部委員 こうやって見るたびにいろいろな学校のお名前を見るんですが、西東京の小中27校が割と満遍なく、ここばかりがというのではなく、順番に考えて指定を受けておられるということですね。

○三田教育部主幹 過去10年間に遡りまして、どういった研究をしているのかということも踏まえながら、学校のほうはお声がけをさせていただいております。ただ、あくまでも学校のほうの主体性というものを大事にしておりますので、全校には呼びかけをしますが、そういった情報については校長先生方にお知らせするようにしております。

以上でございます。

○服部委員 この春、たしか校長、副校長が一気に変わられた学校とか、割と上の方の異動が多く思えたのですが、そういうところはこういうことが急に降りかかってくるのか、ということはないのでしょうか。とても優秀な、前の勤務校で成果を上げた方がお見えになったりとかそういうこともあり得ると思いますので、一概には言えないと思うのですが、もしそういう場合は、かなりこちらの教育委員会のほうで上手に采配されるものなのではないでしょうか。

○三田教育部主幹 新しく確かに管理職が大幅に変わりました。そういったことも踏まえて、教育委員会が主催する研修会については、既にその研修会ごとが、ばらばらではなくつながりのあるようなものを求めております。例えば、今度、7月7日に開催されます校長研修会においては、文部科学省の主任視学官の先生をお呼びしながら、探究であるとか、それから個別最適な学びといった、今求められているトレンドをテーマにした話をさせていただくことになっておりますし、それについては今ここに掲載させていただきました研究と全てつながるようなことになっております。

また、校長会、副校長会以外にも、校長先生方、副校長先生方、自主の校長会、副校長会を月1回ほど持っておりますので、そういったところに出向きながら、こちらとしての考えを伝えていったりとか、意見協議する場といったことも大切にして進めているので、そごが起きないように配慮して工夫して行っているところでございます。

以上でございます。

○木村教育長 よろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第10 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○今井委員 先日、運動会を小中何校か見させていただきました。全校一斉でやったり、それから学年ごと分散で行ったり、いろいろな開催の仕方がありました。ちょっと幾つか印象に残ったことを御報告したいなというふうに思ったんですけども、当日、PTAとか保護者の方が運動会のお手伝いをすることがあると思うんですけども、ある学校では、それで子どもの活躍を見逃してしまったとか、それが悲しいということがあったりして、そういうのがないように警備、見守りとかのパトロールを外部の方に委託して、そのお金をPTA会費から出すという、ちょっと私は初めて聞いて、そういうやり方もあるんだなというふうに思ったり。あと、どうしてもみんな我が子を応援したくて前に前に行っちゃうんですけども、見えない、どいてくれないというのは毎年あると思うんですけども、ある学校では、観客の観戦のコーナーの内側にテーピングをして、自分の子どもの該当学年のときはその中に

入って見ていいというやり方をされているという学校も聞いて、いろいろな工夫をしてやっ  
てくださっているんだなというふうに感じました。

ただ、やっぱり保護者がみんなというわけじゃないですけども、昔のような、全学年で  
朝から夕方まで運動会をやってほしいという声も多く届いているというふうに学校の先生も  
おっしゃっているんですけども、でも、そう思う、私もそれはわかるんですが、今の運動  
会の捉え方というのも結構変わってきているのかなというふうにも感じるの、何かそこを  
うまくすり合わせると言ったら変ですけども、一回一回運動会を行うに当たって説明して  
いただけるといいのかなというふうに思いましたというのが一つ。

あと一つは、ちょっと質問なんですけれども、学校に来るはずの子どもと言うんですか、  
特に遅刻とか欠席の連絡が入っていないのに学校に定時に来ていなかった場合というのは、  
そういうときはどういうふうに対応するのかというのは、市で一律に決まっているんですか。  
それとも学校ごとにルールがあったりするんですか。

○田村教育指導課長 欠席連絡等がない児童・生徒に関しましては、市で一律というよりは、  
各学校のところで管理職が、副校長が連絡したりですとか、あと、中学校ですと副担の先生  
が連絡したりですとか、その辺のところは各学校で連絡を受けた者が安否確認するというこ  
とになっているというふうに捉えております。

○今井委員 例えば、全校にあるかわからないんですけども、ミマモルメのような、学校の  
門のところに機械があって、子どもがそのチップを入れたランドセルで通ると保護者に着き  
ましたと、通りましたというメールが来るというのがあって、それがオプションというか、  
希望した人だけが使えるという。うちはそれを使っているんで、今日は無事着いたんだな  
なんてわかったりするんですけども、中には学校に着いていなくて、途中で何かあったんじ  
ゃないかとか、そういうのが割と早い段階で教えてもらえるのかとか、その辺がどうなんだ  
ろうねというのがちょっと話題になったりして、ちょっと気になってお聞きしたんですけれ  
ども。

最近ではグーグルフォームの導入も大分進んできて、欠席の連絡とかをグーグルフォームで  
送れるようになって、とっても便利になったんですけども、例えばそれが8時までにと  
か書いてあると、8時を過ぎちゃった、どうしようとか、フォームを送信できたけれども、  
声で、電話で「休みます」「わかりました」とやりとりをしているわけじゃないから、ちゃ  
んとできたのかなとか、やっぱりそういうのはあるみたいで、グーグルフォームで連絡して  
くれと言われたのに時間を過ぎちゃったからどうしよう、電話していいのかなと。私は電話  
すればいいんじゃないかなと思うんですけども、そんなことも思ったりして。そのフォー  
ムとかで届いていなかったり、来る予定の子が来ていないというときは、どういうふうにし  
ていただいているのかなというのもちょっと気になったのでお聞きしました。

○田村教育指導課長 原則、目安として、学校で8時ということを出していると思いますが、  
8時以降に出してもグーグルフォームであれば届きますので、そのときに確認がとればばい  
いと学校は考えていると思います。また、8時を過ぎて必ずグーグルフォームだけでなく、  
心配な子、保護者の中には、2日、3日休んで渋っているというところであれば当然連絡を  
して、今こういう状況なんだというところは学校のほうと会話をしながらやっていくほうが

スムーズかなと考えております。

○今井委員 ありがとうございます。

○木村教育長 いろいろな便利な機器も発達していますので、その辺は研究しながら。お金もかかりますけれども、よりいい方向でやっていくといいかなと思います。

○山田委員 先ごろ校舎でくぎが見つかったというような話が、刺さっちゃったという。西東京市は、そういう問題というのは特に点検とかはされたんでしょうか。

○松本教育部長 いろいろ報道があった後、全校に対して再点検という形で御案内さしあげて、目で見て危ないことがないという確認はしております。それは、運動会が始まる前には全部チェックはしているところです。

○山田委員 私も学生時代にテープをよくくぎで打ってあるところがあって、嫌だなと思った記憶があるので、目視で完全にいけるかどうか、多分強力な磁石か何かでグラウンドの子どもたちが行きそうなところをさらうなりなんなりしてみる必要があるかもわからないですね。踏みつけられていれば深く埋もれていて、それが何か大雨か何か降ったときにやわらかくなって浮き上がるかどうか知りませんが、そういうようなことでも起こると、今どき破傷風はないだろうけれども、ぶち抜けばいろいろ大変なことも起こり得るので、是非安全を点検するというので、きちっとやっていただければと思います。

○木村教育長 そうですね。日常的にも校庭などは体育の授業でも使いますし、中学校では部活でも使いますから、常々注意しながら。必要に応じてそういった機械を使った調査も必要かなと思います。御意見としてしっかり受けとめてやっていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○服部委員 2点です。

1点は、本当にこのごろ物騒な事件が多くて、さっき私、今井委員がチップをしていまして、確認していらっしゃるってすごいなと思って感心して、私のころは行ってらっしゃいと言ったら着いているものと勝手に思って。行けない子が行かない連絡というより、行ったはずだけれども着いているかとか、何か今、そういう心配までしなきゃいけないのかなと思ったのですが、何かこういった、ちょっと今、ざわついていろいろなことがある中で、西東京市として学齢期の子たちについて何かなさっていることがあるのかなというのが1点。

あと、保二小に伺ったときだったと思うんですけども、市民科、校長先生が「市民科」という立派なパンフレットをつくって……。保二小でしたよね。

○木村教育長 保二小です。

○服部委員 何かすごいなと思っていたんですけども、ああいったことがほかの学校に何か具体的に共有されたり、何かされたりしているのかしらと思って、2点質問です。

○三田教育部主幹 先ほど今井委員のほうからもありましたけれども、原則子どもが8時30分とか、学校で担任が健康観察というのを必ずやるんですね。今日はどういうふうに登校しているかどうかから始まって、今日は元気かどうかということも小学校は必ずやるんですが、その時点で御連絡いただいていないお子さんが来ていないと判断した瞬間に、その時点で必ず保護者のほうには連絡を入れることになっておりますので、空席な状態があって、そろそろ来るかなというような待ち方は、原則小学校も中学校もしませんので、その辺は御安心い

ただきたいと思います。チップで来たかどうかというのを保護者に知らせるといふ、そういうシステムもありますが、原則学校としてはそういったものに頼らずに、実際にお子さんの様子を見るということで、しっかり健康観察等、確認して、安全第一に取り組んでいると認識しているところです。

2点目の「市民科」についてですけれども、これにつきましても、各校には情報共有はされておまして、学校長の経営方針の一つの工夫としてこういう考え方があるとしております。ただ、基本的にこの形が、全ての学校に市民科が導入されるということではなくて、要は総合的な学習時間をしっかりやっているとか、特別活動の時間をしっかり狙いどおりやっているとか、そういった各教科のいいところを一緒に組み合わせながら、さまざまな行事とか地域の方の取組なんかも一緒にした枠組みを、市民科という形で保谷第二小学校の校長先生がおつくりになられているということです。

本市としましては、西東京ふるさと探究学習というのが、基本的に今回はどの学校にも入れておりますので、こういったものが振り幅広くさまざまな地域の方の御理解をいただきながら、また、その時間そのものが、各教科との領域との関連を図りながら進めていくというものになりますので、それがしっかりと根づき、定着し、充実していくことによって、こういった市民科のようなというか、そういった活動が担保されていくのではないかなと大変期待しているところでございます。

以上です。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第3 議案第24号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について、日程第4 議案第25号 西東京市公立学校教職員に関する措置等については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開します。

以上をもちまして令和5年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 2 時 53 分 閉会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員